

答申保第40号  
平成26年2月26日  
(諮問保第40-1号・第51号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県県立病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 諮問保第40-1号関係

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成22年5月28日付けで別表1のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成22年6月18日付け〇〇第10号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年6月25日付けで異議申立てがなされた。一方、実施機関は、当該異議申立てを受けて、本件処分1を変更し、平成23年4月11日付け〇〇第4号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

そこで、本件処分2を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成23年6月8日付けで異議申立てがなされたものである。

なお、実施機関は、平成24年5月10日付け県病第22号で、本件処分1に対する異議申立てを却下する決定を行っている。

イ 諮問保第51号関係

異議申立人は、条例第11条の規定に基づき、平成24年8月9日付けで別表2のとおり保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成24年9月10日付け〇〇第24号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分3」という。）を行った。

その後、本件処分3を不服として、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成24年10月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分2及び本件処分3の取消しを求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諮問保第40-1号関係

(ア) 本件処分1に対する異議申立てについて

当該異議申立てに対する返事をいただきたい。

(イ) 開示されていない保有個人情報について

私がカルテに綴ってあるのを見せてもらった〇〇警察署からの通報書平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号の表紙1枚、精神保健福祉相談記録受付番号69号様式3-1(新規)1枚及び様式3-2一般相談記録(継続者用)2枚が開示されていない。

(ウ) 開示請求1及び開示請求2について

a 本件処分2の内容は、〇〇保健所の一部開示と全く同一内容であり、両行政機関において内容の擦り合わせ、即ち談合が行われた疑いを強く感じる。

b 家族は、平成〇年〇月〇日、入院できる病院調整を依頼した事実は一切ない。

c 家族共々内容のよくわかる開示を望んでいる。

d 私が情報開示にこだわる理由は、いずれの書類にも事実と全く異なる表記が含まれている。私・家族の名誉に係わる重大な問題である。

e 医療業務の執行について、誠に不思議な書類(平成〇年〇月〇日付)も出回っている。

f 私の求めている情報は、司法関係や捜査書類等の機密性の高いものとは違い、通常の連絡、報告書のはずである。

イ 諮問保第51号関係

(ア) 開示請求3について

a 〇〇保健所の職員は、今回入院事の当事者であり、本来業務の一環である。

b 〇〇病院との信頼関係云々は、〇〇病院と保健所との個別問題であり、私に対する不開示理由には馴染まない。

c 開示請求者への評価に関する記載云々は、平成〇年〇月〇日に診療記録の一部開示があったので、その心配、支障はない。

d 「業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」の適用についても、おそらく条例第13条第7号からの引用だろうが、医療業務に関しての項目とは考えられない。

(イ) 開示請求4について

a 記載の一部は、病院側の想像であり、何を根拠に、しかも警察という第三者に対して憶測の情報を流している。

- b ○○病院の現在までの3人の主治医より診断名を日常普通に申し渡されてきたのに、今回なぜ診断名が不開示なのか全く理解できない。
  - c 精神科の病名に命に関わるような病名があるでしょうか。私のいろいろな病名の整合性、すなわち、病院側の都合ではないか。
  - d ○○病院は○○警察署にどのような法的根拠を持って個人情報を伝えることができたのか教えてほしい。守秘義務違反ではないか。
- (ウ) 開示請求5について
- a 本件処分2において、平成○年○月○日付け○○第○号の表紙と別紙及び平成○年○月○日付け○○第○号の別紙を一部開示されたが、○○第○号の表紙がなぜないのか。平成○年○に主治医より見せてもらった記憶がある。
  - b 表紙は○○警察署から○○保健所経由で、別紙は割り印がないので○○警察署からの直送と思われる。
- (エ) 開示請求6について
- a ○○病院保有の精神保健福祉相談記録は何時、誰が何の目的で、誰宛に、誰からの要請でどこの誰の判断で○○病院が取得したのか伺いたい。
  - b 開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの以外の情報も黒塗りされている。
  - c ここに記載されている方々は公人であり、職務上のことで関わっているのだから、堂々と名乗るべきである。
  - d 私の両親・姉もカルテ開示に賛成している。
  - e 条例第13条第7号ウの評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれの項目は、そもそも精神保健及び精神障害福祉に関する法律や病院業務執行等を対象としていないと考える。
  - f 関係機関と当院との信頼関係云々での不開示と言われても、そのことは病院側の問題であり、私とは無関係である。
  - g 私には知る権利があると考えますが、これでは訂正請求もできない。全面開示に向けての再考をお願いします。
  - h 入院時から現在まで私からの聴き取りは、ほとんどされていない現状で、私の基本的人権は大きく侵害されている。
  - i 情報提供元が不開示とする情報であるならば、条例第20条の事案の移送をすべきだったのではないか。
- (オ) 開示請求7について
- a 「同行者・対応者」の氏名等の開示は必要ない。
  - b 個人名等以外は開示しているが、それを開示していない開示請求6と開示しな

い理由は全く同じであり、不思議な話だ。お答えをお願いしたい。

- c 右上にあるはずの書き込みが消えている。改ざん・証拠隠滅的行為であり、誰の指示で誰が実行したのかを含めて、正確な説明を求める。

(カ) 保有個人情報開示請求を行う理由等について

a 私が関係書類の開示にこだわるのは、〇〇病院に到着時、両親・姉は病院のロビーに待っていたにもかかわらず、副院長指示・命令のもと、看護師さん4人位から暴力という強制力で無理矢理保護室へ収容されるという一方的で屈辱的な人権侵害を受けた事実があるからである。

b 私は真相を知るため、又人権そして人間の誇りという大切なものを守るため、事実がはっきりするまでは、退院しないと両親・姉にも伝えました。

c いずれの文書も被害者や通報者、民間の第三者等は存在せず、登場するのはいずれも県の職員であるので、条例第13条第2号ウに当然該当するものとする。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報

##### ア 諮問保第40-1号関係

###### (ア) 開示請求1

「〇〇警察署からの通報書」の中の異議申立人に関する情報

###### (イ) 開示請求2

「〇〇地域振興局保健福祉環境部からの送付書類」の中の異議申立人に関する情報

##### イ 諮問保第51号関係

###### (ア) 開示請求3

「地域関係者とのカンファレンス実施の案内及び参加依頼」の中の異議申立人に関する情報

###### (イ) 開示請求4

「〇〇警察署からの問い合わせに対する回答」の中の異議申立人に関する情報

###### (ウ) 開示請求5

「〇〇警察署作成の通報書（平成〇年〇月〇日付け「〇〇号」の表紙）」の中の異議申立人に関する情報

###### (エ) 開示請求6

「〇〇保健所作成の精神保健福祉相談記録（新規）と一般相談記録（継続者用）」の中の異議申立人に関する情報

###### (オ) 開示請求7

「〇〇町役場作成のあなたに関する記録」の中の異議申立人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 諮問保第40-1号関係

対象保有個人情報に別表3のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

開示請求1に係る対象公文書は、異議申立人に関する情報として〇〇保健所から提供を受けた書類である。

開示請求2に係る対象公文書は、受診予定者情報提供書として〇〇保健所から送られてきた書類である。

イ 諮問保第51号関係

対象保有個人情報に別表4のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

開示請求3に係る対象公文書は、異議申立人の退院後の対応について、〇〇保健所や〇〇町役場等の地域関係者とカンファレンスを行う際に、〇〇病院が作成した案内文である。

開示請求4に係る対象公文書は、〇〇病院の主治医が、〇〇警察署からの問い合わせに対して回答した文書である。

開示請求5に係る対象公文書は、取得していないため、存在しない。〇〇警察署からの通報書は、開示請求1で開示を実施したものしか取得していない。

開示請求6に係る対象公文書は、異議申立人の入院に至るまでの状況を把握するため、〇〇保健所が作成した相談記録の提供を受けた書類である。

開示請求7に係る対象公文書は、異議申立人に対しての〇〇町役場の対応を記録した書類である。当該公文書にある書き込みについては、開示請求の対象外の情報であることから、黒く塗りつぶすのではなく、白紙で覆って複写したものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、諮問保第40-1号及び第51号については、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規定により、これらを併合して、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年7月7日	諮問保第40-1号に係る諮問を受けた。
11月7日	諮問保第40-1号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
平成24年5月28日	諮問保第40-1号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。
7月31日	諮問保第40-1号に係る意見書を異議申立人から受理した。
11月19日	諮問保第51号に係る諮問を受けた。

平成25年1月25日	諮問保第51号に係る処分理由説明書を実施機関から受理した。
2月28日	諮問保第51号に係る処分理由説明書を異議申立人に送付し、意見書の提出を求めた。
3月26日	諮問保第51号に係る意見書を異議申立人から受理した。
5月29日	諮問の審議を行った。
7月3日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
11月27日	諮問の審議を行った。
平成26年2月19日	諮問の審議を行った。

(2) 本件異議申立てについて

ア 諮問保第40-1号関係

上記2(3)ア(ア)の本件処分1に対する異議申立てについては、異議申立人の主張を受けて上記2(1)アのとおり異議申立てを却下する決定が行われていること、また、上記2(3)ア(イ)の開示されていない保有個人情報については、異議申立人が行った保有個人情報開示請求を受けて、開示請求5及び開示請求6に対する決定が行われていることから、審査会は、これらの主張を除いた部分を審査の対象とする。

イ 諮問保第51号関係

上記2(3)イ(ウ) a のとおり、異議申立人は、開示請求7に係る不開示部分である「同行者・対応者」の氏名等の開示は必要ないとしていることから、審査会は、開示請求7を除いた部分を審査の対象とする。

(3) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

(ア) 諮問保第40-1号関係

本件処分2に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)アのとおりである。

実施機関は、別表3の不開示理由のとおり本件不開示情報1から5までを条例第13条第2号、第5号及び第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分2の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

(イ) 諮問保第51号関係

本件処分3に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)イのとおりである。

実施機関は、別表4の不開示理由のとおり本件不開示情報6から9までを条例第13条第1号、第2号及び第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示

とし、開示請求5については取得していないため、存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分3の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

イ 条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第1号

条例第13条第1号では、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示情報8の条例第13条第1号該当性

異議申立人は、上記2(3)イ(イ)b及びcにおいて、〇〇病院の現在までの3人の主治医より診断名を日常普通に申し渡されてきたのに、今回なぜ診断名が不開示なのか全く理解できない。また、精神科の病名に命に関わるような病名があるでしょうかと主張している。

実施機関は、特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、異議申立人の生命・健康を害するおそれがあることから不開示としたとしており、本件不開示情報8が条例第13条第1号に該当するか否かの判断は、本件不開示情報8を開示することが異議申立人の生命・健康にどのような影響を与えるかということにかかるといえることができる。

一般に診療情報の開示により、患者の心身へどのような影響を与えるかについての第一義的な判断は、医学上の専門的な学識経験を持つ医師に求められるものと言わざるを得ず、当該医師の判断を覆すには、社会通念上あるいは経験則上、当該医師の判断について、合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解される。

本件不開示情報8に記載されている特定の診断名を踏まえて検討したところ、開示することにより異議申立人の生命・健康を害するおそれについては、当該判断を覆すに足るだけの特段の事情は認められない。

したがって、本件不開示情報8を条例第13条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することは

できないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報 1, 3, 7 及び 9 の条例第13条第 2 号該当性

本件不開示情報 1, 3, 7 及び 9 (本件不開示情報 9 のうち公務員の氏名等を除く。) は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第 2 号本文の不開示情報に該当する。

また、これらの情報を公表している事実は認められないことから、同号ただし書アには該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、これらの情報を条例第13条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第13条第 5 号 (公共の安全等に関する情報) 及び第 7 号 (事務又は事業に関する情報) 該当性について

(ア) 条例第13条第 5 号

条例第13条第 5 号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第 7 号ウ

条例第13条第 7 号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

(ウ) 本件不開示情報 2 及び 4 の条例第13条第 5 号該当性



異議申立人は、平成〇年〇月〇日から現在に至るまで〇〇病院に医療保護入院をしている。

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、保護者の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され、異議申立人の今後の治療に対しての反発や拒否、関係機関に対しての業務妨害、関係者や関係公務員に対しての追及、攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報2及び4は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、これらの情報を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(㉔) 本件不開示情報2、5及び9の条例第13条第7号ウ該当性

本件不開示情報2、5及び9に係る対象公文書は、医療業務の遂行のため、〇〇病院が関係機関から提供を受けた文書であることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、これらの情報は、開示することにより、異議申立人の今後の治療に支障を及ぼすおそれがあり、又は、関係機関と〇〇病院との信頼関係が損なわれ、今後関係機関の協力を得られなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(㉕) 本件不開示情報6の条例第13条第7号ウ該当性

本件不開示情報6に係る対象公文書は、医療業務の遂行のため、〇〇病院が関係機関との協議を行う際に作成した文書であることから、条例第13条第7号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ、本件不開示情報6は、開示することにより、業務従事者が記載内容に対する異議申立人の反応を考慮するあまり、記載を簡略化するなどの対応が予想され、また、地域関係者と〇〇病院の信頼関係が損なわれ、今後地域関係者からの協力を得られなくなるなど、当該事務若しくは

将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報6を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 公務員の氏名等について

異議申立人は、上記2(3)イ(㊦)cにおいて、ここに記載されている方々は公人であり、職務上のことで関わっているのだから、堂々と名乗るべきであると主張しているが、これは、本件不開示情報9について条例第13条第2号ただし書該当性を主張しているものと考えられる。

しかしながら、上記エ(㊦)のとおり、本件不開示情報9は、条例第13条第7号ウに該当すると認められるので、同条第2号ただし書該当性については判断するまでもない。

カ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

(㊧) 本件対象保有個人情報

実施機関は、開示請求5に係る対象公文書である〇〇警察署作成の通報書（平成〇年〇月〇日付け「〇〇号」の表紙）について、取得していないため存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、上記2(3)イ(㊦)aにおいて、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号の表紙と別紙及び平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号の別紙を一部開示されたが、〇〇第〇号の表紙がなぜないのかと主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(㊨) 開示請求5の不存在を理由とする不開示の妥当性

通報書は、保護業務に関し、被保護者等の住所、氏名及び保護時の状況等を保健所長に通報するために警察官が作成するものである。

実施機関は、上記3(2)ア及びイにおいて、通報書については、〇〇病院が〇〇保健所から提供を受けたものであり、開示請求1で開示を実施したものしか取得していないと説明していることから、審査会が事務局職員に〇〇病院の異議申立人に係る文書ファイルを確認させたところ、開示請求1で開示を実施したものは確認されたが、それ以外の通報書の存在は確認されなかった。

このため、開示請求5に係る対象公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、開示請求5について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するもので

はない。

また、異議申立人は、〇〇病院への医療保護入院に関して強制力で収容されるという人権侵害を受けたこと等についても主張しているが、医療保護入院については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、患者の人権擁護等の観点から、定期に指定医の診察結果に基づいて報告を行うことが義務づけられており、精神医療審査会における審査等を通じて、入院の必要性について公正かつ専門的なチェック機能が働く仕組みがとられているものであり、異議申立人の主張は、条例に基づく開示請求制度とは別の問題であるから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付帯意見

審査会は、本件審査を通じ、開示請求の対象外の情報の取扱いについても議論したので、次のとおり意見を付する。

開示請求7に係る対象公文書にある書き込みについて、実施機関は、上記3(2)イにおいて、開示請求の対象外の情報であることから白紙で覆って複写したと説明している。

しかしながら、開示請求の「対象となる情報」と「対象外の情報」が一つのページに存在する場合、他の実施機関である鹿児島県知事においては、「対象外の情報」を「白抜き」の方法で見られない状態にし、白抜き部分を枠で囲み、「白抜き」した部分は、あなたに係る個人情報ではない旨を決定通知書の備考欄に明記する取扱いを行っていることから、今後の開示請求に対する決定に当たっては、当該取扱いに準じた取扱いがなされるよう要望する。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表1（諮問保第40-1号関係）

開示請求項目	請求内容
開示請求1	〇〇警察署よりの私についての通報書
開示請求2	〇〇地域振興局保健福祉環境部からの送付書類

別表2（諮問保第51号関係）

開示請求項目	請求内容
開示請求3	3病棟〇〇様医療保護入院主治医〇〇Drから始まり～主治医の入院経過と今後の方針説明後、地域との意見交換でいいと思います。で終わる「地域関係者とのカンファレンス」名目の書類
開示請求4	〇〇警察署からの問い合わせについて H〇年〇月〇日 文責主治医〇〇対象〇〇昭和〇年〇月〇日 1退院したくない理由で始まり～6診断名は？〇〇で終る書類
開示請求5	〇〇警察署作成の通報書平成〇年〇月〇日付「〇〇号」の表紙
開示請求6	〇〇保健所作成の精神保健福祉相談記録受付番号69号の「新規」と「継続者用」
開示請求7	〇〇町役場作成の〇〇の「行動記録」

別表3（諮問保第40-1号関係）

開示請求項目	対象公文書	不開示部分	不開示理由
開示請求1	〇〇警察署からの通報書	本件不開示情報1 ・1ページ目 「発見の場所」の欄 ・2ページ目 7行の一部から11行、16行の一部 ・3ページ目 4行から15行	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている部分は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができず、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。
		本件不開示情報2 ・1ページ目 「発見の場所」の欄 ・2ページ目 2行から25行 ・3ページ目 2行から21行	条例第13条第5号に該当 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある部分は、不開示とした。 条例第13条第7号ウに該当 異議申立人の今後の治療に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
開示請求2	〇〇地域振興局保健福祉環境部からの送付書類	本件不開示情報3 ・1ページ目 10行から12行の一部、14行、17行から19行、21行の一部から22行の一部、24行の一部、26行、34行の一部 ・2ページ目 1行の一部、10行から12行の一部、14行、17行から19行、21行の一部から22行の一部	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている部分は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができず、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。
		本件不開示情報4 ・1ページ目 4行の一部から7行、9行から20行、21行の一部から22行の一部、24行の一部、32行の一部から33行の一部 ・2ページ目 4行の一部から7行、9行から20行、21行の一部から22行の一部	条例第13条第5号に該当 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある部分は、不開示とした。
		本件不開示情報5 ・1ページ目 2行、4行の一部から7行、8行の一部、9行から20行、21行の一部から22行の一部、23行、24行の一部から26行、28行から31行、32行の一部から33行の一部、34行 ・2ページ目 1行、2行、4行の一部から7行、8行の一部、9行から20行、21行の一部から22行の一部	条例第13条第7号ウに該当 異議申立人の今後の治療に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

別表4（諮問保第51号関係）

開示請求項目	対象公文書	不開示部分	不開示理由
開示請求3	地域関係者とのカンファレンス実施の案内及び参加依頼	本件不開示情報6 ・記載の一部	条例第13条第7号ウに該当 地域関係者の氏名に関する記載を開示することとなると、地域関係者と当院との信頼関係が損なわれ、今後地域関係者の協力を得られなくなるなど、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。 また、異議申立人への評価に関する記載を開示することとなると、業務従事者が記載内容に対する異議申立人の反応を考慮するあまり、記載を簡略化するなどの対応が予想され、これに伴い異議申立人に対する治療業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
開示請求4	〇〇警察署からの問い合わせに対する回答	本件不開示情報7 ・「1. 退院したくない理由」の記載の一部 ・「4. 保護者はどのように考えているのか？」の記載の一部	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。
		本件不開示情報8 ・「診断名は？」の記載の一部	条例第13条第1号に該当 一部の診断名を開示し、一部の診断名を不開示としたことについては、医師の判断に基づき病院として、特定の診断名を開示することにより、異議申立人が強い不安や不満を覚え、異議申立人の生命・健康を害するおそれがあることから、不開示とした。
開示請求5	〇〇警察署作成の通報書（平成〇年〇月〇日付け「〇〇号」の表紙）	—	取得していないため、存在しない。
開示請求6	〇〇保健所作成の精神保健福祉相談記録（新規）と一般相談記録（継続者用）	本件不開示情報9 ・記載の一部	条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。 条例第13条第7号ウに該当 他機関からの相談内容や対応等についての情報は、開示することとなれば、関係機関と当院との信頼関係が損なわれ、今後関係機関の協力を得られなくなるなど、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
開示請求7	〇〇町役場作成のあなたに関する記録	・同行者・対応者の氏名等	条例第13条第2号に該当 同行者・対応者の記載の一部は、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。 条例第13条第7号ウに該当 異議申立人の言動に対応した〇〇町役場職員に関する情報は、開示することとなれば、関係機関と当院との信頼関係が損なわれ、今後関係機関の協力を得られなくなるなど、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。